

## 福山市と福山大学との連携に関する包括協定書

福山市（以下「市」という。）及び福山大学（以下「大学」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、市及び大学が、包括的な連携のもと相互に協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1）地域振興、地域課題の解決に関すること
- （2）人材の育成に関すること
- （3）教育、研究、文化、スポーツの推進に関すること
- （4）国際交流の推進に関すること
- （5）災害対策に関すること
- （6）その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

### （協議事項）

第3条 連携の具体的事項その他必要な事項については、個別に協議して定めるものとする。

### （連絡調整）

第4条 市と大学は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、市と大学の連絡協議会を置く。市と大学の連絡協議会については別に定める。

### （協定期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の3か月前までに、両者のいずれからも申し出がないときは、更に、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 両者は、本協定に基づく連携にあたり知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務がある。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 本協定の解釈に疑義が生じたとき又は本協定の定めのない事項で必要があるときは、市と大学が協議し、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2013年(平成25年)9月30日

福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 羽田 皓

---

福山市東村町字三蔵985番地1  
福山大学  
学長 松田 文子

---